

一般社団法人札幌市医師会定款

昭和22年11月25日設立総会議決
昭和30年2月27日第15回定時総会改正
昭和36年3月19日第23回定時総会改正
昭和37年4月22日第25回定時総会改正
昭和39年5月1日第28回定時総会改正
昭和40年12月12日第31回臨時総会新定款議決
昭和42年11月26日第2回定時総会改正
昭和44年11月30日第4回臨時総会改正
昭和45年1月10日第5回臨時総会改正
昭和47年1月15日第9回臨時総会改正
昭和47年11月25日第10回定時総会改正
昭和52年11月23日第20回定時総会改正
昭和55年3月26日第25回臨時総会改正
昭和57年3月19日第29回臨時総会改正
昭和57年9月24日第30回定時総会改正
昭和59年9月19日第34回定時総会改正
平成14年3月9日第70回臨時総会改正
平成24年3月3日第90回臨時総会改正
平成24年9月8日第91回定時総会改正
平成25年3月2日第92回臨時総会改正
平成25年4月1日一般社団法人移行登記
令和8年6月13日第140回定時代議員会改正

目 次

第1章	名称及び事務所（第1条—第2条）
第2章	目的及び事業（第3条—第4条）
第3章	会員（第5条—第16条）
第4章	代議員及び予備代議員（第17条—第21条）
第5章	代議員会（第22条—第34条）
第6章	役員（第35条—第46条）
第7章	理事会（第47条—第50条）
第8章	支部及び支部長会（第51条—第55条）
第9章	裁定委員及び裁定委員会（第56条—第60条）
第10章	北海道医師会代議員及び予備代議員（第61条）
第11章	審議会及び委員会（第62条）
第12章	団体契約及び意見表明（第63条—第64条）
第13章	資産及び会計（第65条—第71条）
第14章	定款の変更及び解散（第72条—第74条）
第15章	事務局及び職員（第75条）
第16章	補則（第76条—第78条）
附 則	

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人札幌市医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本医師会、都道府県医師会及び郡市区等医師会との連携のもと、医師の使命にかんがみその品位と地位を保持し、医道の昂揚、医学医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の昂揚及び医学の振興に関する事項
- (2) 医療の普及充実にに関する事項
- (3) 地域の保健活動に関する事項
- (4) 医業経営の安定、会員の相互扶助及び会員の福祉向上による市民の健康、福祉の増進に関する事項
- (5) 保険医療に関する事項
- (6) 会員の生涯教育に関する事項
- (7) 札幌市夜間休日急病センターの運営に関する事項
- (8) 治験に関する事項
- (9) その他本会の目的を達成するため必要な事項

2 前項の事業は、札幌市内及びその周辺地域において行うものとする。

第3章 会 員

(組織)

第5条 本会は、第6条第1項及び第7条の規定により入会した医師をもって組織する。

2 本会は、札幌市の行政区ごとに支部を置く。

(会員の資格及びその喪失)

第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同した札幌市内に就業地又は住所を有するものとする。

- 2 本会会員が前項に規定する所在を失った時は、本会会員の資格を失うものとする。
- 3 前項の他、会員は次に掲げる事由によって会員の資格を失う。
 - (1) 第16条第1項（会員の制裁）の規定による除名
 - (2) 第9条第1項の支払義務を1年以上履行しなかったとき
 - (3) 任意退会又は死亡

（入会及び異動）

第7条 本会に入会しようとする者は、所属予定の支部を経て所定の申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の申し込みがあったときは、会長は、理事会に諮り、その資格を審査し、入会を承認する。
- 3 入会を認められた者は、速やかに入会金を納めなければならない。
- 4 会員でその届出事項に変更が生じた場合は、その届出を行わなければならない。

（任意退会）

第8条 退会しようとする会員は、その理由を明らかにして本会に届け出を行うことにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、第16条第1項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。

（入会金及び会費）

第9条 会員は、本会所定の入会金及び会費を本会に納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額並びにその徴収方法は、代議員会で定める。

（会員の義務）

第10条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

第11条 会員は、この定款を遵守し、会費及び負担金を納め、本会の決定を遂行する義務があるものとする。

第12条 会員が第8条の規定により退会したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れない。

- 2 会員がその資格を失っても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金はこれを返還しない。

（会員の権利）

第13条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる会員と同様に本会に対し行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

- (2) 同法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- (3) 同法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）
- (4) 同法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
（報告、発表及び意見具申）

第14条 会員は、本会の目的及び事業に関する研究又は調査を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業に関して意見を具申することができる。
（北海道医師会及び日本医師会への加入）

第15条 会員は、北海道医師会及び日本医師会の会員となることができる。
（会員の制裁）

第16条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会長は、戒告又は除名することができる。

- (1) 医師の倫理に違背し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき。
- (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を乱したとき。

2 前項の規定により除名する場合は、代議員会の決議を要する。ただし、その会員に対し、当該代議員会の1週間前までに通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

3 戒告又は除名したときは、会長は、遅滞なくその氏名及び事由の概要を、所属の支部及び都道府県医師会、並びに本人に通知するものとする。

4 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、代議員の資格の喪失については、第21条第2項をもって行う。

第4章 代議員及び予備代議員

（代議員の員数その他）

第17条 本会に、代議員を置く。

- 2 代議員の員数は、別に定める基準により、各支部において、100名に当該支部会員数を本会会員数で除した数を乗じて得た人員数をもって総数とする。この場合において、各支部の当該数に1未満の端数があるときは、これを繰り上げるものとする。
- 3 前2項の代議員をもって法人法上の社員とする。

4 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。

(代議員の任期)

第18条 代議員の任期は、選出後最初に到来する7月1日より2年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。

3 代議員は、任期満了の後においても、後任者が選任するまでは、その職務を行わなければならない。

(代議員の選出)

第19条 代議員を選出するため、各支部において選挙を行う。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

2 前項の選挙において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。

3 代議員に欠員を生じたときは、その支部は、後任の代議員の選出を行うものとする。

4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(予備代議員)

第20条 代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置く。

2 代議員に事故があるときは、予備代議員に議決権を代理行使させることができる。

3 第17条第2項及び第4項（代議員の員数その他）、第18条第1項及び第3項（代議員の任期）、第19条（代議員の選出）並びに第21条（代議員の資格の喪失）の規定は、予備代議員についても、準用する。

(代議員の資格の喪失)

第21条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前各項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

(1) 第6条第2項又は同第3項の規定による会員資格の喪失

(2) すべての代議員の同意

第5章 代議員会

(代議員会の招集、種類等)

第22条 代議員会は、代議員をもって組織し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 代議員会を法人法上の社員総会とする。

第23条 代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

2 定時代議員会は、毎年1回、事業年度終了後3ヵ月以内に招集しなければならない。

3 臨時代議員会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の議決権を有する代議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに代議員に発しなければならない。

(議長及び副議長の選定)

第24条 代議員会に議長1名及び副議長1名を置き、代議員の中から選定する。

2 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

(議長及び副議長の職務)

第25条 議長は、代議員会の秩序を保持し、議場を整理し、代議員会を代表する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選定)

第26条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。

(代議員会の任務)

第27条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 定款及び定款施行規則の変更に関する事項
- (2) 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
- (3) 会員の除名に関する事項
- (4) 代議員資格の喪失に関する事項
- (5) 理事及び監事の選任及び解任に関する事項
- (6) 会長及び副会長候補者の選定に関する事項
- (7) 理事及び監事の報酬等の額に関する事項
- (8) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及びこれらの附属明細書に関する事項
- (9) 会費及び負担金の賦課徴収に関する事項

(10) 理事会が付議した事項

(11) その他代議員会（社員総会）で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（代議員会の定足数）

第28条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ、開会し決議することができない。

（議 決 権）

第29条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

（決 議）

第30条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 代議員の資格の喪失
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

（代議員会への出席発言）

第31条 役員は、代議員会に出席して代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該項目について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該項目が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下、「法人法施行規則」）で定める場合にはこの限りではない。

（会員への通知）

第32条 会長は、選挙の結果又は代議員会で決議若しくは承認した事項を速やかに会員に通知しなければならない。

（代議員会の議事規則）

第33条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

（議 事 録）

第34条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第35条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以上20名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長とする。
 - 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 役員は、代議員、予備代議員、裁定委員、支部長及び副支部長のいずれもかねることができない。

(理事の職務)

第36条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 理事は、理事会の決議により、分担して、副会長を補佐する。
- 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務（本会を代表するものを除く）を代行する。
- 6 会長（代表理事）及び副会長（業務執行理事）は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第37条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員を選任)

第38条 理事及び監事は、別に定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議によって選任する。ただし、監事のうち1名は、本会会員以外から選任することができる。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第39条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第35条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によ

り退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の補欠の選任)

第40条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。

2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の子族等割合の制限)

第41条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(役員の解任)

第42条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第43条 理事及び監事等に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事、監事、参与及び顧問等には費用を弁償することができる。費用の範囲、額及び支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

(役員責任免除)

第44条 理事及び監事は、その任務を怠つたときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠つたことによる理事及び監事(理事及び監事であつた者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によつて免除することができる。

(参与)

第45条 本会に、5名以下の参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 参与の任期は、会長の任期による。

4 参与は、会長の定めるところにより、専門的事項について会務に参画する。

5 参与は、理事会の決議を経て、解任することができる。

(顧問)

第46条 本会に、5名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 5 顧問は、代議員会の決議を経て、解任することができる。

第7章 理 事 会

(理事会)

第47条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 理事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(理事会の任務)

第48条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への出席及び発言)

第49条 会長が必要と認めたときは、顧問、参与、代議員会議長及び副議長、支部長に、理事会への出席を求めることができる。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名・押印しなければならない。

第8章 支部及び支部長会

(支部)

第51条 本会に支部を置く。

2 支部に、理事会の決議を経て、支部長を置く。

(構成)

第52条 支部は、別に定めるところにより、行政区をもって区分し、各行政区の会員をもって構成する。

(目的及び事業)

第53条 支部は、本会の目的達成のため、第4条に掲げる事業を行う。

(支部長会)

第54条 本会に支部長会を置く。

2 支部長会は、会長及び支部長をもって構成する。

3 支部長会は、本会会務に関する連絡及び支部の運営に関する協議を行う。

(支部に関する規則)

第55条 支部に関する規則は、別に定める。

第9章 裁定委員及び裁定委員会

(裁定委員)

第56条 本会に裁定委員を置く。

2 裁定委員の数は7名をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第57条 裁定委員は、代議員会において会員の中から選任する。

第58条 裁定委員の任期は、選任後最初に到来する7月1日より2年間とする。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

3 裁定委員に欠員が生じたときは、直近の代議員会において会員の中から補充の選任を行うものとする。

4 補充された裁定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(裁定委員の兼務禁止)

第59条 裁定委員は、代議員、予備代議員、役員、参与、支部長及び副支部長のいずれも兼ねることができない。

(裁定委員会)

第60条 裁定委員会は、裁定委員をもって構成する。

2 裁定委員会は、次の各号に関する裁定を行う。

(1) 会長又は理事会からの第16条第1項又は第42条に関する提訴

(2) 会員からの会員相互の紛議に関する提訴

(3) 支部からの支部間の紛議に関する提訴

3 裁定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 北海道医師会代議員及び予備代議員

(北海道医師会代議員の選挙)

第61条 北海道医師会代議員および予備代議員の選出方法は、北海道医師会において別に定めたところによる。

第11章 審議会及び委員会

(審議会及び委員会の設置)

第62条 会長、理事会及び代議員会は、特に必要と認めるときは、審議会及び委員会を設置することができる。

2 審議会及び委員会は会員をもって構成し、委員は理事会の決議により委嘱する。ただし、必要に応じて学識経験者等を委嘱することができる。

3 審議会は、会長の諮問に応じて、特定の事項を審議し、答申する。

4 委員会は、定款第3条の目的を達成するため、理事会の承認を得て活動するほか、会長の諮問に応じる。

5 審議会及び委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、代議員会が設置する委員会に関しては、代議員会の決議を経て、別に定める。

第12章 団体契約及び意見表明

(団体契約及び意見表明)

第63条 本会は、第4条に規定する事業を遂行するために団体契約を締結し、又は行政庁その他の関係者に対し意見を述べることができる。

第64条 支部が前条の団体契約又は意見表明を行うときは、あらかじめ会長の承認を得なければならない。

第13章 資産及び会計

(本会の経費)

第65条 本会の経費は、会費、負担金、入会金、寄附金及びその他の収入をもって充当する。

(事業年度)

第66条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第67条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、代議員会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第68条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事及び公認会計士等の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定時代議員会にその内容を報告し、第3号、第4号の書類については、定時代議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定例代議員会終了後遅滞なく、公告しなければならない。

(財産の管理)

第69条 本会の財産は、会長が管理する。

(財産の処分)

第70条 本会の重要な財産の処分は、理事会の決議を経なければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第71条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第14章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第72条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第73条 本会を解散しようとする場合は、第27条第1項第2号及び第30条第2項の規定により、代議員会の決議を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第74条 本会が解散等により精算する場合において、残余財産があるときは、その残余財産は、代議員会の決議を経て、国もしくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第15章 事務局及び職員

(事 務 局)

第75条 本会に、事務局を置く。

2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。

3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第16章 補 則

(公 告)

第76条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(定款施行規則)

第77条 定款の施行に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に規則で定める。

(委 任)

第78条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備

法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行なったときは、第66条(事業年度)の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(会長等に関する措置)

- 3 この法人の最初の役員は次のとおりとする。

会 長 松家 治道

副会長 今 真人、鈴木 伸和、向井 正也

理 事 宮崎 誠一、大岩 彰、大道 光秀、工藤 峰生、前田 信彦、
清水 研吾、三谷 郁生、加藤 文博、松村 茂樹、末岡 裕文、
岡田 昭人、三澤 一仁、白崎 修一、枝村 正人、太田 秀造、
荒木 啓伸

監 事 村上嶽四郎、屋比久 孝、齊藤 要一

(代議員及び予備代議員に関する経過措置)

- 4 この定款施行後最初の代議員及び予備代議員は、改正後の定款第19条及び第20条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。ただし、その任期は、改正後の定款第18条第1項の規定にかかわらず平成27年6月30日までとする。

(代議員会の議長及び副議長に関する経過措置)

- 5 この定款施行の際、現に代議員会の議長及び副議長の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、それぞれ選定されたものとみなす。

(裁定委員に関する経過措置)

- 6 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、改正後の定款第58条第1項の規定にかかわらず平成27年6月30日までとする。

(職員に関する経過措置)

- 7 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。